

東京とどまるマンション  
非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業  
浸水対策設備導入促進事業

# 補助金申請等の手引き

令和8年度版

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課

(令和8年6月)



とどまるマンション促進課長「トドまるくん」

## 目次

1. 東京とどまるマンションの登録について .....	3
2. 補助対象者について(要綱第4条) .....	3
3. 用語の定義(要綱第3条) .....	4
4. 補助事業について .....	6
(1) 補助の対象となる事業(要綱第5条 補助対象事業) .....	6
(2) 補助の対象となる経費(要綱第6条 補助対象経費) .....	7
<補助の申請を受理できないとき>(要綱第8条 申請の受付) .....	8
(3) 補助の限度額(要綱第10条 補助金額) .....	9
5. 申請等の方法 .....	10
(1) 申請手続きの流れ .....	10
<全体設計の申請手続きの流れ> .....	11
(2) 交付申請(要綱第7条 交付の申請) .....	11
(3) 交付決定(要綱第11条 交付の決定) .....	15
(4) 変更・廃止等 .....	15
(5) 実績報告(要綱第22条 実績の報告) .....	15
(6) 額の確定(要綱第23条 額の確定) .....	18
(7) 補助金の請求(要綱第24条 補助金の交付) .....	19
6. よくあるご質問 .....	21
7. 問い合わせ .....	25

### 要綱改正履歴

時期	改正内容
令和7年6月	【非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業】 太陽光発電設備及びV2X設備への補助を追加
令和8年2月	【非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業】 消防法や建築基準法により、消防用設備や建築設備の停電時の電源の設置が義務付けられている場合の取扱の明確化等
令和8年5月	【非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業及び浸水対策設備導入促進事業】 補助率及び補助上限額の拡大 ▶▶▶ 9 ページ(3)補助の限度額

はじめに

本手引きは、東京とどまるマンション非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業補助金交付要綱、東京とどまるマンション浸水対策導入促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」といいます。)をもとに、手続きの際に特に知っていただきたい事項を記載しております。

以下の記載がないものは、原則、2つの要綱に共通の内容となります。

**非常用電源・太陽光・V2X** ……非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の場合  
**浸水対策** ……浸水対策の場合

申請の際は、それぞれの要綱本文等と合わせてご参照ください。

## 1. 東京とどまるマンションの登録について

本事業は、東京とどまるマンションに登録した**既存マンション**※が対象です。登録がされていないマンションは、交付申請の前に「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

※ 人の居住を開始している又は建設工事の完了の日から起算して一年を経過しているマンション。

<登録について>

詳細は以下の「東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度」HPからご確認ください。

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/kanri/02lcp-touroku.html>



## 2. 補助対象者について(要綱第4条 補助対象者)

以下(ア)～(イ)のいずれにも該当しない、「東京とどまるマンション」に登録している**既存マンションの住宅所有者**※(以下「補助対象者」といいます。)

※ 分譲マンションの管理組合、共同住宅の建築主又は賃貸マンションの所有者。国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社を除きます。

<補助の申請ができない方>

次のいずれかに該当する場合は、補助の申請ができません。

(ア) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(イ) 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)

(ウ) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(エ) 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

### 3. 用語の定義（要綱第3条）

法令に基づく防災電源	消防法又は建築基準法により、設置が義務付けられる、消防用設備又は建築設備の停電時の電源。非常用エレベーター、屋内消火栓設備、加圧送水装置、不活性ガス・粉末消火設備等の用に供する電源を含む。
非常時における給水及びエレベーターの運転のために必要な設備	災害時に各住戸への水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時若しくは交互に行える電力の供給能力があることが必要です。なお、当該供給能力は、電力を必要とする供給方法である受水槽方式・高置水槽・増圧直結方式等の場合に限り求めるもので、直圧直結方式であることにより各住戸への水の供給に電力を必要としない場合は、災害時に1基以上のエレベーターの運転を行える電力の供給能力のみが要件となります。

### 非常用電源・太陽光・V2X

非常用電源	
(ア)蓄電池設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リチウムイオン蓄電池部(リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。)</li> <li>・インバータ等の電力変換装置</li> <li>・切替盤</li> <li>・上記に付随する設備</li> </ul>
(イ)発電機設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電機</li> <li>・発電機に接続する石油製品(石油ガスを含む。)を貯蔵する容器</li> <li>・切替盤</li> <li>・上記に付随する設備</li> </ul>
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽電池</li> <li>・パワーコンディショナー(直流電力と交流電力とを変換する設備)</li> <li>・架台及び陸屋根への太陽光発電設備の架台設置に伴い実施する防水工事</li> <li>・上記に付随する設備</li> </ul>
V2X設備※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車等への充電及び電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するため回路をもつ設備</li> <li>・パワーコンディショナー</li> <li>・充電コネクタ</li> <li>・ケーブル</li> <li>・上記に付随する設備</li> </ul>

※ Vehicle to X (Everything)の略。自動車(Vehicle)とあらゆるもの(Everything)を通信でつなぎ、安全運転支援、自動運転、渋滞緩和を実現する技術の総称として用いられることも多いですが、本要綱では、電気自動車等への充電、停電時において電気自動車等からマンションの各住戸への水の供給及びエレベーターの運転のための電力の供給に資するものを指しています。

## 浸水対策

浸水想定区域等	ハザードマップや災害想定区域図等で浸水被害が想定される区域
浸水対策※1	洪水、内水、高潮、大規模地震発生時に複合的に発生する水害等から非常用電源の浸水・停電を防ぐことができる対策
(ア)調査・企画	以下の全てに該当するもの(基本設計にあたる設計費を含む) (1)浸水想定規模や被害想定を明らかにする調査 (2)水害等による非常用電源や付随する設備の浸水や停電を有効に防いで、機能継続を実現する対策の企画
(イ)改修	以下のいずれかに該当し(実施設計にあたる設計費を含む)、本事業の調査・企画(ア)で実施した内容か、(ア)に定める条件を満たした内容をもとに行われた改修であるもの (1)浸水対策設備に定めるもの (2)浸水対策設備に定めるもの以外で、知事が認めるもの※2

別表第1

浸水対策設備	性能
止水板	建築物の出入口等に設置し、浸水に耐える材質及び構造(JISA4716(浸水防止用設備建具型構成部材)の等級Ws-1以上に相当する浸水防止性能が確認されていること。)であって、取外し又は収納が可能なもの
防水扉	JISA4716(浸水防止用設備建具型構成部材)のドア型であって、設置場所の使用目的及び状況に応じた等級以上のもの
防水シャッター	JISA4716(浸水防止用設備建具型構成部材)のシャッター型で、設置場所の使用目的及び状況に応じた等級以上のもの
貫通穴止水又は排気口等のかさ上げ	貫通穴に対する止水又は排気口等に対するかさ上げであって、止水板、防水扉又は防水シャッターの浸水対策機構と併せて設置される場合に限る。
止水板、防水扉又は防水シャッターの浸水対策機構を補完する目的で設置される設備	逆流防止弁等であって、止水板、防水扉又は防水シャッターの浸水対策機構と併せて設置される場合に限る。

※1 浸水対策の補助に申請の場合は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」(令和2年6月 国土交通省住宅局建築指導課、経済産業省産業保安グループ電力安全課)を、必ずご一読ください。申請される浸水対策は、当ガイドラインを参考とした、水害等による被害を有効に防ぐ効果を有している必要があります。

※2 「知事が認めるものについて」は、本事業の(ア)調査・企画に基づく内容か、(ア)調査・企画に定める条件に準ずる内容とし、設置が合理的であることを確認できるものを指します。「浸水対策設備に定めるもの」以外をお考えの場合は、事前にご相談ください。

#### 4. 補助事業について

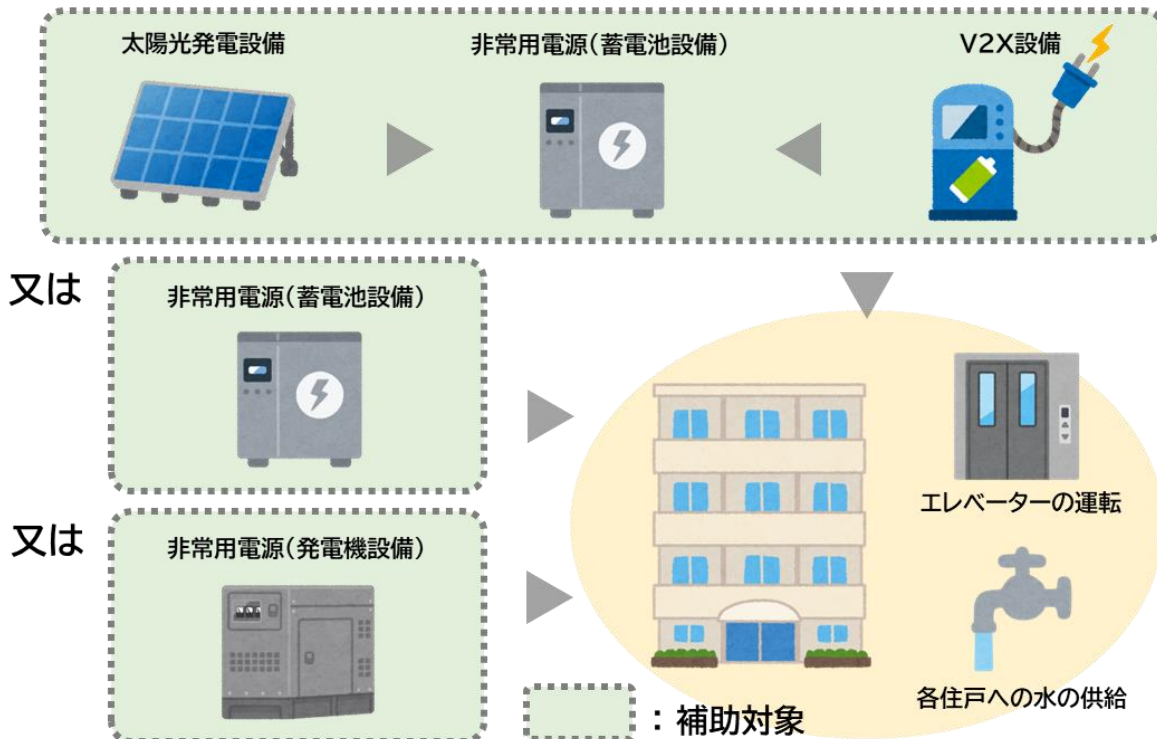
(1) 補助の対象となる事業(要綱第5条 補助対象事業)

**非常用電源・太陽光・V2X** 要綱第3条及び13条の内容を含む

「非常時における給水及びエレベーターの運転のために必要な設備」に該当する、非常用電源等を新規に設置(未使用品)する事業。エレベーターが設置されていないマンションは対象外となります。各設備設置にあたっては、当該設備の災害時の使用について防災マニュアルに追記ください。

太陽光発電設備及びV2X設備についての補助は、その両方の設置と蓄電池設備の設置が必要条件となります。太陽光発電設備を設置することが著しく合理的でない場合にあっては、太陽光発電設備の設置を要しませんが、合理的でないことを示す根拠資料の提出が必要です。

「非常時における給水及びエレベーター運転のために必要な設備」のイメージ(図1)



※ 蓄電池設備と発電機設備を重複して申請することはできません。

**浸水対策** 要綱第3条及び13条の内容を含む

「浸水対策」に該当する、調査・企画又は「浸水対策設備」を新規に設置(未使用品)する事業。浸水想定区域等に存在する登録マンションが対象で、上記、「非常時における給水及びエレベーター運転のために必要な設備」を浸水等から守るための設備が対象です。各設備設置にあたっては、当該設備の災害時の使用について防災マニュアルに追記ください。

「浸水対策」のイメージ(図2)



※ 非常用電源の設置が未了の場合も、非常用電源補助に申請して交付決定を受けている場合又は非常用電源補助と同時に交付申請を行う場合も対象になります。

(2)補助の対象となる経費(要綱第6条 補助対象経費)

**非常用電源・太陽光・V2X** 要綱第5条の内容を含む

(ア) 機器購入費及び設置に係る材料費、運搬費、工事費<sup>※1</sup>、設置の検討に要する経費<sup>※2</sup> (第1号関係)

(イ) 「法令に基づく防災電源」を一体として整備する場合は、以下のとおり(第2号関係)

補助対象経費 = かかり増し経費  
 = 【実際に設置する「非常用電源」に係る(ア)に掲げる経費】  
 - 【「法令に基づく防災電源」のみを設置する場合の(ア)に掲げる経費】

※ 既存の非常用電源を更新する場合で、以下イメージに当てはまらない場合は、早めにご相談ください。

**非常用電源の補助対象経費イメージ(図3)**

非常用電源の接続状況	非常用電源の更新後	
	既存の撤去	更新後の接続予定
未設置 ・「法令に基づく防災電源」の求めなし		エレベーター + ポンプ <b>新設</b> ・太枠(全体額) = 補助対象経費のイメージ
ポンプ ・「法令に基づく防災電源」の求めなし ・給水ポンプの接続あり	ポンプ <b>撤去</b> ・既存設備の撤去に係る費用は対象外	エレベーター + ポンプ <b>新設</b> ・太枠(全体額) = 補助対象経費のイメージ
エレベーター ・「法令に基づく防災電源」としてエレベーター等の接続あり ・給水ポンプの接続なし	エレベーター <b>撤去</b> ・既存設備の撤去に係る費用は対象外	エレベーター + ポンプ <b>新設</b> ・太枠が全体額、緑色部が補助対象経費のイメージ ・補助対象経費は、(2)(イ)による

**浸水対策** 要綱第5条の内容を含む

(ウ) 【調査・企画で申請の場合】

調査・企画の経費(設置の検討に要する費用)

(イ) 【改修で申請の場合】

製品購入費又は原材料費、運搬費、工事費<sup>※1</sup>、設置の検討に要する経費<sup>※2</sup>

※浸水対策補助の調査・企画と改修を同時に申請することはできません。

(オ) 注意点

- ・消費税及び地方消費税は除きます。
- ・経費の支払にあたり、ポイントカードは使用しないでください。ポイントの付与が判明した場合、当該ポイント分(一律1ポイント1円換算)を補助対象経費から除外します。
- ・経費の支払にあたり、商品券等の金券やポイントは使用しないでください。使用が判明した場合、当該金額分を補助対象経費から除外します。

※1 補助対象設備の使用に不可欠な機能確保に関わる関連工事や、その関連工事含め、発生する工事種別毎の仮設費、運搬費、処分費等は補助対象として含みます。

※2 レイアウト検討費、システム設計費等、補助対象設備の機能確保に不可欠なものに限ります。

<補助の申請を受理できないとき> (要綱第8条 申請の受付)

次のいずれかに該当する場合は、補助の申請を受理できません。

- (ア) 本補助金の交付の対象としようとする経費が都の他の制度による補助等の対象となっているとき。
- (イ) 本補助金の交付の対象としようとする経費が他の国、区市町村などによる補助等の対象となっており、当該制度において補助等を併用して受けることを不可としているとき。

※本事業では、国や原資に都費を含まない区市町村の補助事業との併用できますが、併用する国や区市町村の補助事業については、都の補助事業と併用できる規定があるかについてご確認ください。なお、補助金の総額は、補助対象経費を超えることはできません。

※浸水対策(改修)において、電気室の防水扉等を本事業で整備し、マンションのエントランスを原資に都費を含む区市町村補助で整備を行うなど、対象となる設備が明確に区別できる場合については、それぞれに申請することが可能です。詳細はお問い合わせください。

### 非常用電源・太陽光・V2X

- (ウ) 過去に、東京とどまるマンション非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備補助金で、同じ種類の交付を受けている登録マンションの申請であるとき。

例) 申請可能 (※翌年度以降の補助事業実施を、お約束するものではありません。)

:非常用電源(蓄電池設備)を受給したので、翌年度当該蓄電池に蓄電可能な太陽光発電設備及びV2X設備を申請

申請不可

:非常用電源(蓄電池設備)を申請し、翌年度非常用電源(発電機設備)を申請

:非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備を申請し、翌年度追加の太陽光発電設備を申請

- (I) 既に「非常時における給水及びエレベーターの運転のために必要な設備」があり、これを更新するとき。(要綱第5条関係)

#### 非常用電源の補助対象とならない経費イメージ(図4)

非常用電源の接続状況	非常用電源の更新後	
	既存の撤去	更新後の接続予定
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">エレベーター + ポンプ</div> ・エレベーター等と給水ポンプの接続あり	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">エレベーター + ポンプ</div> <span style="background-color: orange; color: white; padding: 2px;">撤去</span> ・既存設備の撤去に係る費用は対象外	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">エレベーター + ポンプ</div> <span style="background-color: green; color: white; padding: 2px;">新設</span> ・既存同様、エレベーター等と給水ポンプに接続 ・新規設備の設置に係る費用は対象外

### 浸水対策

- (オ) 過去に、東京とどまるマンション浸水対策導入促進事業補助金で、同じ種類の交付を受けている登録マンションの申請であるとき。

例) 申請可能 (※翌年度以降の補助事業実施を、お約束するものではありません。)

:調査・企画で補助を受給したので、翌年度改修費を申請(ただし補助額は合計 833 万円以内となります)

申請不可

:調査・企画で補助を申請し、翌年度追加の浸水対策のため調査・企画を申請

(3)補助の限度額(要綱第 10 条 補助金額)

登録マンション1件当たりの補助率及び限度額は以下のとおりです。

**非常用電源・太陽光・V2X**

(ア) 設備種別に応じ異なります。

設備の種別		補助率	補助上限額
非常用電源	蓄電池設備	3/4	ア、イのいずれか小さい額 ア 1,316 万円 イ 18.8 万円×蓄電容量(kWh)※ ※蓄電容量は小数点以下第3位を切り捨て (例)61.466kWh の蓄電池 18.8×61.46=1,155.448 万円<1,316 万円 よって、上限額は 1,155.4 万円
	発電機設備	2/3	2,000 万円
太陽光発電設備 ・V2X設備		3/4	太陽光発電設備とV2X設備とを合計した上限額 3,000 万円

**浸水対策**

(イ) 調査・企画、改修で共通

【補助率・補助上限額】

補助対象経費の2/3とし、833万円を上限※

※調査・企画で交付決定を受けた後年に、改修の交付決定を受けた場合も、1棟あたりの補助額は合計833万円が上限です。

例) 調査・企画で 30 万円の補助を受けた場合、改修での補助上限額は 803 万円

(ウ) 注意点

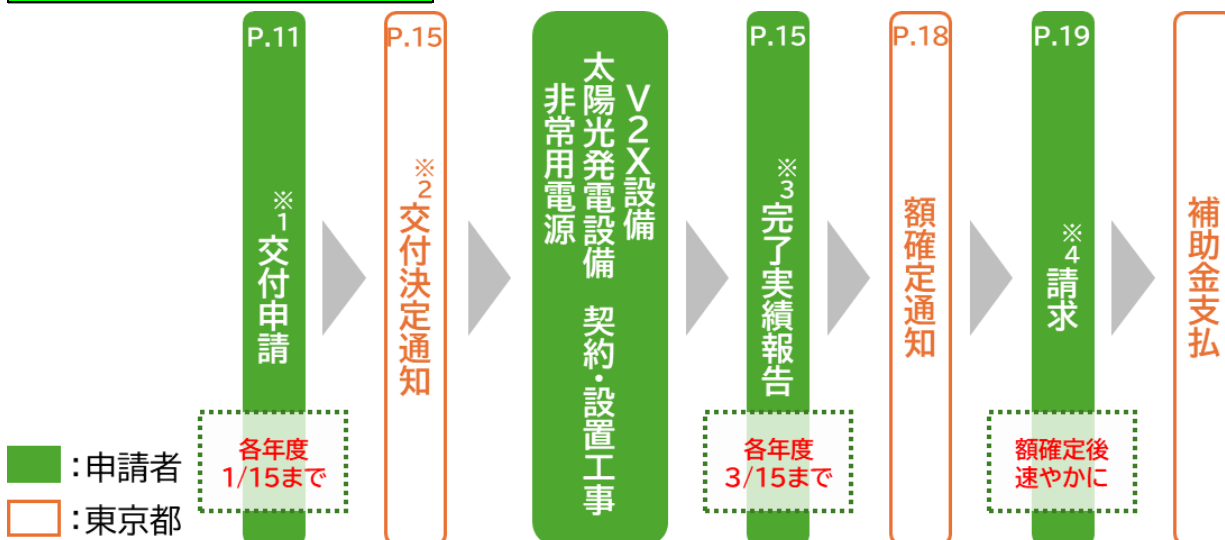
・千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てします。

## 5. 申請等の方法

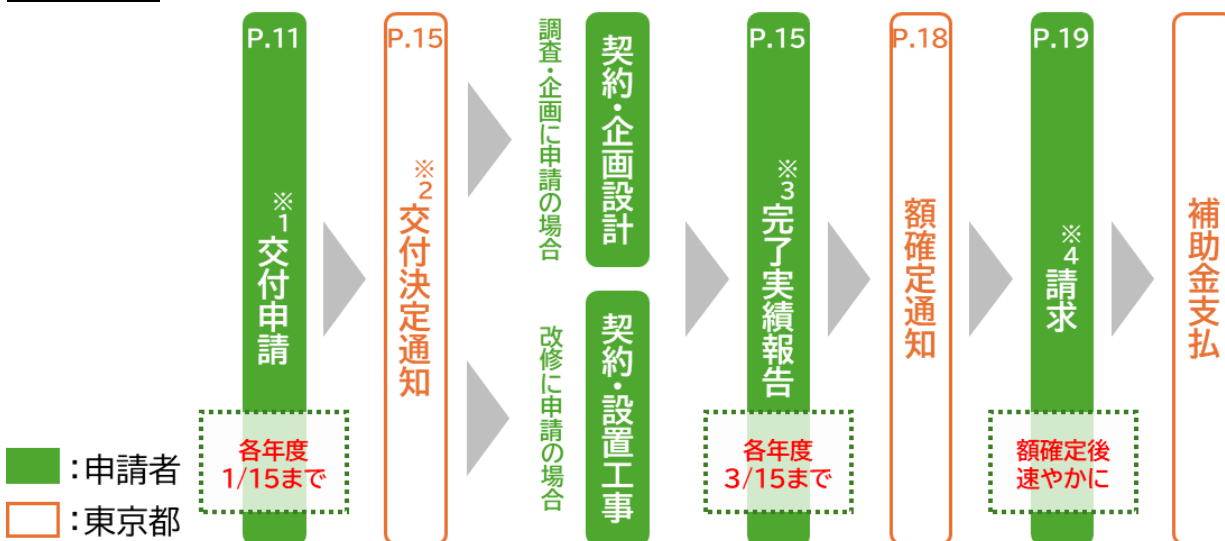
### (1) 申請手続きの流れ

#### 申請フローイメージ(図5)

#### 非常用電源・太陽光・V2X



#### 浸水対策



※1 ①1月15日が土日祝日の場合は直前の平日までが申請期限となります。

②交付決定通知書に記載の金額は、申請内容に基づき審査を行った結果、補助対象とできる上限額を決定したものであり、最終的な補助金交付額(支払額)を決定・保証するものではありません。

※2 ①交付決定前に契約した場合は補助の対象になりません。

**【重要】 交付決定の後に契約締結を行ってください。**

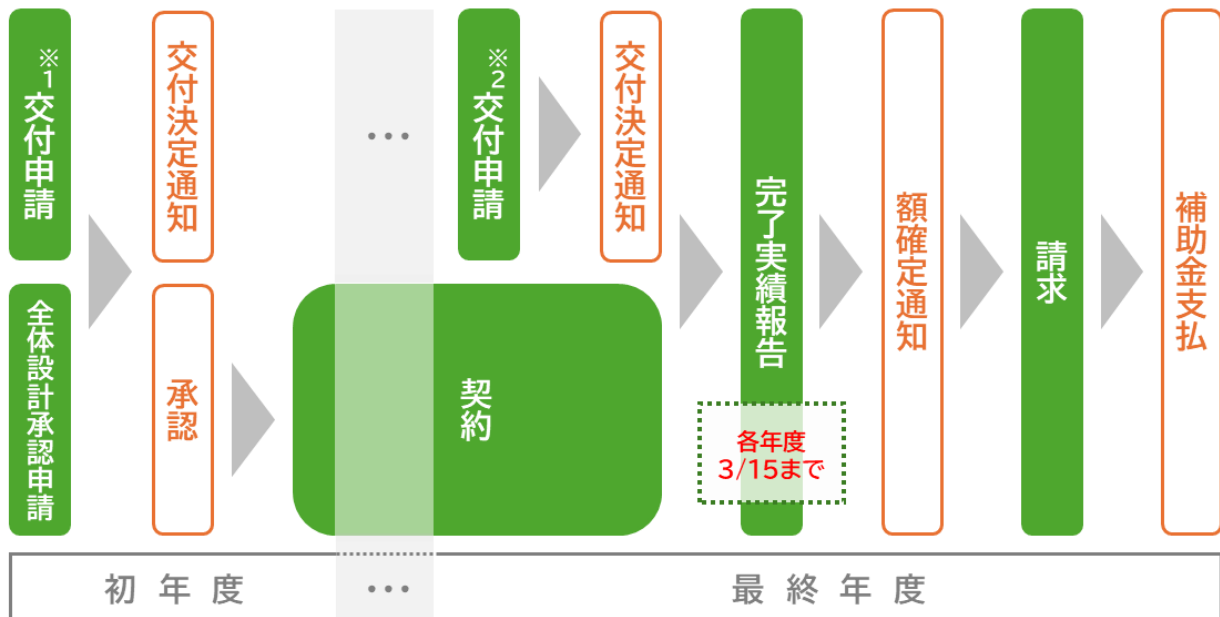
②交付決定後、事業内容の変更等をしようとする場合は、申請が必要です。15ページを参考に速やかにご提出ください。

※3 申請年度内(3月15日か、3月15日が土日祝日の場合は直前の平日まで)に事業が終了しない見込みの場合は、11ページを参考に申請時に全体設計承認申請書をご提出ください。なお全体設計承認は、翌年度以降における補助事業実施を決定・お約束するものではありません。

※4 補助金額確定通知書を受領後、速やかに請求書をご提出ください。

<全体設計の申請手続きの流れ>

全体設計による申請フローイメージ(図6)



■ :申請者

□ :東京都

※1 全体設計承認申請を伴う交付申請の場合は、1月15日(土日祝日の場合は直前の平日)までの提出を必要としませんが、1月15日までを目処に事前相談をお願いいたします。

※2 全体設計においては、交付申請を初年度以降、最終年度までご提出いただく必要があります。当初申請の翌年度以降の交付申請は必ず 4月1日付でご提出ください。併せてご提出いただく必要書類(同ページ(2)①)についても、提出年度 4月1日までの日付で作成してください。

(2)交付申請(要綱第7条 交付の申請)

① 必要提出書類

本補助金の交付申請を受けようとする補助対象者は、「**第1号共通様式 補助金交付申請書**」と「**第6号共通様式 確認書**」等書類の提出が必要です。各申請で12,13ページの提出書類リストをチェックリストとしてご活用ください。

補助金交付申請書は以下の東京とどまるマンション非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業・浸水対策設備導入促進事業 HP からダウンロードできます。

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/bousai/02lcp-shien/02dounyuu-sokushin/forms-and-checklist05/>

<手続代行者について>(要綱第9条 手続代行者)

本「補助対象者」は、交付の申請に係る手続の代行を、第三者に対して委任することができます。手続代行者は「補助対象者」同様、<補助の申請ができない方>(ア)~(イ)(3ページ)に該当していない必要があります。

ただし、事業の撤回は手続代行者が行うことはできません。委任の際は押印がある委任状と、申請者の印鑑証明をご提出ください。原則として、申請書類等についての質問等は、手続代行者に連絡します。

## 非常用電源・太陽光・V2X 交付申請に必要な書類のチェックリスト

No	提出書類	備考	✓
1	第1号共通様式 補助金交付申請書	【必須】	<input type="checkbox"/>
2	第6号共通様式 確認書	【必須】	<input type="checkbox"/>
3	建物の登記事項証明書等(全部事項)の写し	【必須】 交付申請日前6か月以内に取得したもの※ <sup>1</sup>	<input type="checkbox"/>
4	補助対象者が管理組合の場合【必須】		
	対象登録マンションの区分所有者を代表する立場であることが確認できる書類	代表者選任についての議事録等	<input type="checkbox"/>
	本補助金を申請する旨の意思決定が確認できる書類	意思決定についての議事録等	<input type="checkbox"/>
5	補助対象経費が確認できる見積書	<b>【必須】</b> ・要綱第6条第1号(7ページ(2)(ア))に示す経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の社印(又は社印と同等の効力を有する確認行為)※ <sup>2</sup> ・「法令に基づく防災電源」を一体的に整備する場合は、「法令に基づく防災電源」を単独で設置する場合に係る上記資料	<input type="checkbox"/>
6	非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の仕様が確認できる書類	<b>【必須】</b> ・商品概要が確認できるカタログの写し等 ・「法令に基づく防災電源」を一体的に整備する場合は、「法令に基づく防災電源」を単独で設置する場合の上記資料	<input type="checkbox"/>
7	非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の接続が確認できる書類	<b>【必須】</b> ・非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の電気系統図(単線結線図等) ・設置場所を示す平面図等 ・「法令に基づく防災電源」を一体的に整備する場合は、「法令に基づく防災電源」を単独で設置場合の上記資料	<input type="checkbox"/>
8	交付申請手続きを手続き代行者に委任する場合【必須】		
	委任状	参考様式あり	<input type="checkbox"/>
	印鑑証明	委任状の(申請者)の印影と同じもの	<input type="checkbox"/>

上記のほか、確認に必要な書類の追加提出を依頼する場合がございます。

※1 原則として代表者の登記事項証明書の写し。建物名が確認できない場合、追加で建物の所在が確認できる書類(ブルーマップなど)の追加提出を依頼する場合がございます。

※2 申請から交付決定までは手続きの時間がかかります。購入時まで見積期限が有効となる、十分な見積期限のある見積を貰ってください(1.5カ月以上)。見積期限が切れている場合や、金額が変更となっている場合は、別途書類の追加提出をお願いする場合があります。

## 浸水対策 交付申請に必要な書類のチェックリスト

No	提出書類	備考	✓
1	第1号共通様式 補助金交付申請書	【必須】	<input type="checkbox"/>
2	第6号共通様式 確認書	【必須】	<input type="checkbox"/>
3	建物の登記事項証明書等(全部事項)の写し	【必須】 交付申請日前6か月以内に取得したもの※1	<input type="checkbox"/>
4	補助対象者が管理組合の場合【必須】		
	対象登録マンションの区分所有者を代表する立場であることが確認できる書類	代表者選任についての議事録等	<input type="checkbox"/>
	本補助金を申請する旨の意思決定が確認できる書類	意思決定についての議事録等	<input type="checkbox"/>
5	補助対象経費が確認できる見積書	【必須】 要綱第6条(7 ページ(2)(ウ)(I))に示す経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の社印(又は社印と同等の効力を有する確認行為)※2	<input type="checkbox"/>
6	対象登録マンションが浸水想定区域等に含まれていること等が確認できる資料	【必須】 東京都が作成する浸水想定区域図や洪水浸水想定区域図、区市町村で作成するハザードマップその他の災害想定区域図等	<input type="checkbox"/>
7	補助金(改修)に申請する場合【必須】		
	浸水対策の仕様が確認できる書類	仕様書、商品概要が確認できるカタログの写し等	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備設置図面、位置図、現況写真	・工事計画図面 ・設置場所を示す位置図 等	<input type="checkbox"/>
8	交付申請手続きを手続き代行者に委任する場合【必須】		
	委任状	参考様式あり	<input type="checkbox"/>
	印鑑証明	委任状の(申請者)の印影と同じもの	<input type="checkbox"/>

上記のほか、確認に必要な書類の追加提出を依頼する場合がございます。

※1 原則として代表者の登記事項証明書の写し。建物名が確認できない場合、追加で建物の所在が確認できる書類(ブルーマップなど)の追加提出を依頼する場合がございます。

※2 申請から交付決定までは手続きの時間がかかります。購入時まで見積期限が有効となる、十分な見積期限のある見積を貰ってください(1.5 カ月以上)。見積期限が切れている場合や、金額が変更となっている場合は、別途書類の追加提出をお願いする場合があります。

② 申請受付期間

各年度の補助受付開始日から翌年の1月15日までとします。

※1月15日が土日祝日の場合は、その直前の平日まで

※全体設計承認申請を伴う交付申請の場合は、1月15日までの提出を必要としませんが、1月15日までを目処に事前相談をお願いいたします。詳細は11ページをご確認ください。

③ 交付申請書類の提出方法

電子メール、郵送、窓口で、受け付けます。

(ア) 電子メールの場合

必要な書類を添付し、以下のとおり件名を記入して、お送りください。

宛先 todomaru\_shinsei@tokyo-machidukuri.jp

件名 【交付申請】(●●●)東京とどまるマンション非常用電源等・浸水対策導入促進事業  
(●●●にはマンション名を入力してください。)

※電子メールで申請する場合、送付するファイル名には様式・添付資料の名称や番号を明記ください。



(イ) 郵送の場合

【送付先】

〒160-8353

東京都新宿区西新宿七丁目7番30号 小田急西新宿 O-PLACE2階

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

東京とどまるマンション補助金受付事務局

※郵送で申請する場合、申請書類を受領した旨の連絡は致しませんので、必要に応じて配達状況が確認できる方法(簡易書留等)でお送りください。提出書類は原則お返ししませんので、必要に応じて控えをご用意ください。

(ウ) 窓口の場合

必要な書類をご用意のうえ、来所してください。なお、ご来所頂く際には、事前にお電話にてご予約をお願いします。担当者不在の場合には、受付ができない場合があります。

【窓口受付場所】 東京とどまるマンション 補助金受付事務局

東京都新宿区西新宿七丁目7番30号 小田急西新宿 O-PLACE2階

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

(電話)03-5989-1547

※午前9時～午後5時(土日祝、年末年始を除く。)

(I) 注意点

・確認書、委任状、印鑑証明は原本の提出が必要です。電子メールでご提出いただいた場合も、内容の確認後に郵送を依頼します。なお、委任状は押印前に事前提出いただければ内容を確認いたします。

・申請書類一式に不備があると受付できないことがありますので、よくご確認ください。

### (3) 交付決定(要綱第 11 条 交付の決定)

申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、予算の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行い、通知書を送付します。

### (4) 変更・廃止等

交付決定後に以下の変更・廃止等をしようとする場合は、指定書類の提出が必要です。

事由	必要な提出書類
申請の撤回(要綱第 14 条) 本補助金の交付決定の内容・条件に異議があり、申請を撤回する場合	第 7 号共通様式 補助金交付申請撤回届出書
補助事業者の情報の変更(要綱第 15 条) 個人にあつては「氏名」及び「住所」 法人及び管理組合にあつては「名称」「所在地」「代表者」等を変更した場合	第 8 号共通様式 住所等の変更届出書
補助事業の承継(要綱第 16 条、第 17 条) 補助事業者の地位の承継が行われた場合	第 9 号共通様式 一般承継による補助事業者の地位承継承認申請書 又は、 第 12 号共通様式 契約等による補助事業者の地位承継承認申請書
補助事業の変更(要綱第 18 条) 補助事業の内容を変更しようとするとき <sup>※1</sup>	第 13 号共通様式 補助事業計画変更承認申請書 及び、 非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の接続が確認できる書類(12 ページ)
補助事業の廃止(要綱第 21 条) 補助事業を廃止しようとするとき	第 17 号共通様式 補助事業廃止承認申請書

※1 補助対象事業の変更に伴う交付決定額の増額は認められません。交付決定時から工事内容や金額が変更になる場合には必ず事前にご相談ください。軽微な変更については、提出がない場合がありますので、事前にご相談ください。

### (5) 実績報告(要綱第 22 条 実績の報告)

#### ① 必要提出書類

補助事業の完了後に、「第 19 号共通様式 補助事業実績報告書」と「第 6 号共通様式確認書」等書類の提出が必要です。各申請で 16,17 ページの提出書類リストをチェックリストとしてご活用ください。

#### 【重要】

交付決定時の内容から変更された部分がある場合は、原則、変更承認申請が必要になります。変更がある場合は領収書の発行前に必ずご相談ください。

補助事業実績報告書は、以下の東京とどまるマンション非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業・浸水対策設備導入促進事業 HP からダウンロードできます。

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/bousai/02lcp-shien/02dounyuu-sokushin/forms-and-checklist05/>

## 非常用電源・太陽光・V2X 実績報告に必要な書類のチェックリスト

No	提出書類	備考	✓
1	第19号共通様式 補助事業実績報告書	【必須】	<input type="checkbox"/>
2	第6号共通様式 確認書	【必須】	<input type="checkbox"/>
3	補助対象経費に係る契約が確認できる書類	【必須】 契約書の写し等	<input type="checkbox"/>
4	補助対象経費の支払が確認できる書類	【必須】 領収書の写し等 <sup>※1</sup>	<input type="checkbox"/>
5	非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備が未使用品であることが確認できる書類	【必須】 保証書の写し等	<input type="checkbox"/>
6	非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の設置が確認できる写真	<b>【必須】</b> ・非常用電源から供給される電力を使用するマンションの全景写真 ・非常用電源、太陽光発電設備又はV2X設備がマンションと別棟に設置される場合は、当該設備を設置した建物の全景写真 ・非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の設置完了後の写真 ・非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備の型番及び製造番号(銘板等)を示す写真等	<input type="checkbox"/>
7	マンションで策定する防災マニュアル <sup>※2</sup>	【必須】 災害時における非常用電源、太陽光発電設備又はV2X設備の使用について記載があるもの	<input type="checkbox"/>
8	実績報告手続きを手続き代行者に委任する場合【必須】		
	委任状 <sup>※3</sup>	参考様式あり	<input type="checkbox"/>
	印鑑証明 <sup>※3</sup>	委任状の(申請者)の印影と同じもの	<input type="checkbox"/>

上記のほか、確認に必要な書類の追加提出を依頼する場合がございます。

※1 次のア～オの要件を満たす領収書等の原本又は写しの提出が必要です。

(ア) 宛名が正確な名称であるもの

交付決定通知に記載されている名称としてください。

(イ) 日付が記載されているもの(申請年度の3月15日より前の日付であること)

(ウ) 金額及び支出内容が分かるただし書き(単価×数量)が記載されているもの

領収書にただし書き(単価×数量)が書ききれない場合は、「●●一式」と記載し、別紙で請求書・納品書等により内訳が分かるものを添付してください。

(エ) 収入印紙の貼り付け、消印の押印がされているもの(収入印紙が必要な場合)

(オ) 領収書発行会社又は担当者の印が押されているもの

(カ) 要綱第6条第1号(7ページ(2)(ア))に示す経費の区分ごとの明細を記載した内訳があること併せて同ページ注意点も改めてご確認ください。

※2 非常用電源等、浸水対策の改修に申請する場合、災害時の非常用電源設備等の使用について防災マニュアルに記載することが条件となります。

※3 交付申請時に委任者から手続代行へ実績報告手続きを委任し、委任者や手続代行に変更がない場合、委任状と印鑑証明の再提出は不要です。

## 浸水対策 実績報告に必要な書類のチェックリスト

No	提出書類	備考	✓
1	第19号共通様式 補助事業実績報告書	【必須】	<input type="checkbox"/>
2	第6号共通様式 確認書	【必須】	<input type="checkbox"/>
3	補助対象経費に係る契約が確認できる書類	【必須】 契約書の写し等	<input type="checkbox"/>
4	補助対象経費の支払が確認できる書類	【必須】 領収書の写し等 <sup>※1</sup>	<input type="checkbox"/>
5	補助金(調査・企画)の報告をする場合【必須】		
	調査・企画報告書類	・調査結果を示し、想定設計水位、防御区画、避難経路、水防ラインをはじめとした設計意図の根拠を示す報告書又は検討書 ・調査・企画の結果を示した図面 等	<input type="checkbox"/>
6	補助金(改修)の報告をする場合【必須】		
	浸水対策が未使用品であることが確認できる書類	保証書の写し等	<input type="checkbox"/>
	しゅん工図	平面図、立面図、設置図、構造図等	<input type="checkbox"/>
	浸水対策の設置が確認できる写真	・設置するマンションの全景写真 ・浸水対策の設置完了後の写真 ・工事写真等	<input type="checkbox"/>
	マンションで策定する防災マニュアル <sup>※2</sup>	【必須】 災害時における浸水対策設備の使用方法について記載があるもの	<input type="checkbox"/>
7	実績報告手続きを手続き代行者に委任する場合【必須】		
	委任状 <sup>※3</sup>	参考様式あり	<input type="checkbox"/>
	印鑑証明 <sup>※3</sup>	委任状の(申請者)の印影と同じもの	<input type="checkbox"/>

上記のほか、確認に必要な書類の追加提出を依頼する場合がございます。

※1 次のア～オの要件を満たす領収書等の原本又は写しの提出が必要です。

(ア) 宛名が正確な名称であるもの

交付決定通知に記載されている名称としてください。

(イ) 日付が記載されているもの(申請年度の3月15日より前の日付であること)

(ウ) 金額及び支出内容が分かるただし書き(単価×数量)が記載されているもの

領収書にただし書き(単価×数量)が書ききれない場合は、「●●一式」と記載し、別紙で請求書・納品書等により内訳が分かるものを添付してください。

(エ) 収入印紙の貼り付け、消印の押印がされているもの(収入印紙が必要な場合)

(オ) 領収書発行会社又は担当者の印が押されているもの

(カ) 要綱第6条(7ページ(2)(ウ)(I))に示す経費の区分ごとの明細を記載した内訳があること併せて同ページ注意点も改めてご確認ください。

※2 改修に申請する場合、災害時の浸水対策設備の使用について防災マニュアルに記載することが条件となります。

※3 交付申請時に委任者から手続き代行者へ実績報告手続きを委任し、委任者や手続き代行者に変更がない場合、委任状と印鑑証明の再提出は不要です。

② 提出期限

各年度 3 月 15 日までにご提出ください。

※3 月 15 日が土日祝日の場合は、その直前の平日まで

③ 実績報告書類の提出方法

電子メール、郵送、窓口で、受け付けます。

(ア) 電子メールの場合

必要な書類を添付し、以下のとおり件名を記入して、お送りください。

宛先 todomaru\_shinsei@tokyo-machidukuri.jp

件名 【実績報告】(●●●)東京とどまるマンション非常用電源等・浸水対策導入促進事業  
(●●●にはマンション名を入力してください。)

※電子メールで申請する場合、送付するファイル名には様式・添付資料の名称や番号を明記ください。

(イ) 郵送・窓口の場合及び注意点

交付申請と同じ、14 ページをご参照ください。

(6) 額の確定(要綱第 23 条 額の確定)

実績報告内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、「第 20 号様式 補助金額確定通知書」を送付します。

### (7)補助金の請求(要綱第 24 条 補助金の交付)

実績報告内容に補助金額確定通知書を受領後に、補助金を受け取るため「第 21 号様式の 1 又は 2 請求書」と「支払金口座振替依頼書」の提出が必要です。

非常用電源等と浸水対策の交付申請を同時に行った場合でも、請求書はそれぞれ提出が必要です。様式もそれぞれ別ですのでご注意ください。

押印ありの様式(第 21 号様式の 1)と押印なしの様式(第 21 号様式の 2)をお選びいただけます。それぞれの必要書類や記入例をよくご確認ください。

支払金口座振替依頼書の様式については、以下の会計管理局HPからダウンロードできます。

<https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm>

※押印あり様式の請求書(第 21 号様式の 1)と支払金口座振替依頼書については**原本の提出**が必要です。電子メールでご提出いただいた場合も、内容の確認後に郵送を依頼します。なお、押印あり様式の場合は押印前に事前提出いただければ内容を確認いたします。

#### ① 必要提出書類

押印なしで進めることも可能です。

No	提出書類	備考
押印なし様式の場合【必須】		
1	第 20 号の 2 様式 請求書(押印なし)	記入の際、必ず「補助金申請等の手引き」を確認
2	口座振替依頼書	
押印あり様式の場合【必須】		
3	第 20 号の 1 様式 請求書(押印あり)	
4	口座振替依頼書	
5	印鑑証明※ <sup>1</sup>	請求書の(申請者)の印影と同じもの
請求を手続き代行者に委任する場合【必須】		
6	委任状※ <sup>2</sup>	参考様式あり
7	印鑑証明※ <sup>2</sup>	委任状の(申請者)の印影と同じもの

#### (ア) 注意点

・押印なし様式の場合について

請求書、支払金口座振替依頼書に事務担当者を記入してください。事務担当者は手続代行者とは異なります。当該法人、当該管理組合に在籍している事務担当者をご記入ください。補助事業者と事務担当者が同上の場合は、「事務担当者 同上」と記載してください。

また、受領後に電話等により補助事業者代表者の意思によりご提出いただいたものであるか等を確認させていただきます。詳細は記入例をご確認ください。

※<sup>1</sup> すでに同じ印影の印鑑証明をご提出いただいた場合、再提出は不要です。

※<sup>2</sup> 交付申請時や実績報告時に委任者から手続代行者へ請求手続きを委任し、委任者や手続代行者に変更がない場合、委任状と印鑑証明の再提出は不要です。

② 提出期限

額確定通知書の受領後速やかにご提出ください。

③ 請求書類の提出方法

電子メール、郵送、窓口で、受け付けます。

押印あり様式の場合は押印前に事前提出いただければ内容を確認いたします。内容確認後に原本の郵送を依頼します。

(ア) 電子メールの場合

必要な書類を添付し、以下のとおり件名を記入して、お送りください。

宛先        todomaru\_shinsei@tokyo-machidukuri.jp

件名        【請求】(●●●)東京とどまるマンション非常用電源等・浸水対策導入促進事業  
              (●●●にはマンション名を入力してください。)

※電子メールで申請する場合、送付するファイル名には様式・添付資料の名称や番号を明記ください。

(イ) 郵送・窓口の場合及び注意点

交付申請と同じ、14 ページをご参照ください。

## 6. よくあるご質問

Q1. **非常用電源・太陽光・V2X** 非常用電源を新規に設置しようと思いますが、エレベーターへの接続だけに限定しようと考えています。補助対象となるでしょうか？

A 補助対象となる非常用電源は、「災害時に各住戸への水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時若しくは交互に行える電力の供給能力」があることが要件になりますが、各住戸への水の供給に電力を必要としない給水方式においては、非常用電源に給水相当電力を要しません。当該給水方式の場合は、エレベーターへの接続のみであっても、補助対象となります(4ページ:用語の定義「非常時における給水及びエレベーターの運転のために必要な設備」及び、6ページ:補助の対象となる事業をご参照ください)。

Q2. **浸水対策** エントランスの浸水対策は、補助対象にならないのでしょうか？

A 補助対象は「非常用電源や付随する設備の浸水や停電」を防ぐことが要件となります。エントランスの浸水対策を目的とし、非常用電源の浸水対策に資するものでない場合は、補助対象となりません(5ページ:用語の定義「浸水対策」及び、6ページ:補助の対象となる事業をご参照ください)。

なお、区市で止水板等への助成を行っている場合がございますので、区市窓口へお問い合わせください。

Q3. **浸水対策** 「浸水対策設備」に定義されている設備(5ページ)以外は、補助対象にならないのでしょうか？

A 原則認められませんが、調査・企画に定める条件を満たした内容に基づき設置が合理的であることが確認できるものを認める場合があります(5ページ:用語の定義「浸水対策」(イ)改修をご参照ください)。

Q4. 共通費(補助対象外工事も含む共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)は、補助対象になるのでしょうか？補助対象設備の設置工事を大規模修繕工事において実施する予定です。

A まず、補助対象設備単独設置工事の場合、共通費においても補助対象となります(7ページ:補助の対象となる経費をご参照ください)。ほか工事と併せての工事実施の場合、補助対象設備設置工事相当分の共通費を補助対象とすることが可能です。算定根拠を交付申請書類としてご提出ください。なお、事前相談をお願いいたします。

Q5. 建物の登記事項証明書の写しは、どのようなものを用意すれば良いのでしょうか？

A 原則として、代表者の登記事項証明書の写しで、交付申請日前6か月以内に取得したものを提出ください(12,13 ページ:交付申請に必要な書類のチェックリストをご参照ください)。

Q6. 手続きに要する期間(申請から交付決定まで)は、どのくらいでしょうか？

A 1.5 カ月程度を目安にしてください。ただし、申請内容に不備等がある場合は、より時間を要することがあります。また、申請が一時期に集中した際も、交付決定までお時間をいただきます。

**Q7. 防災マニュアルにはどのような記載をすればよいでしょうか？**

A マンション居住者が発災時に非常用電源・太陽光発電設備・V2X設備や浸水対策設備を使用する際、使い方が分かるように記載してください。例えば、起動方法を写真や図とともに紹介、日常的な動作確認やメンテナンスの方法の説明、そのほかの使用の際に気を付けることの記載などが考えられます。

**Q8. リースで導入する場合、補助対象でしょうか？**

A リースでの導入は対象外です。



**Q9. 推奨機器はありますか？**

A 東京都から推奨機器のご紹介は行っておりません。

**Q10. 「東京とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業」では、残額分申請を可能とする制度改正がありました。こちらについても過年度申請残額分の助成は可能でしょうか？**

A 同じ種類の交付を再度受けることはできません(8 ページ:補助の申請を受理できないとき(ウ)(オ)をご参照ください)。なお、浸水対策においては、「調査・企画」と「改修」の申請は別種類のものとなりますので、「調査・企画」で補助を申請し、翌年度の浸水対策のため「改修」を申請することは可能です。

**Q11. 東京都環境局の蓄電池システムの助成(災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業)との違いは何でしょうか？**

A 本事業は、「災害時でも自宅での生活を継続しやすいマンション(東京とどまるマンション)」を対象に、一層の防災対応力の向上を目的としています。そのため、補助対象となる蓄電池は「災害時に各住戸への水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時若しくは交互に行える電力の供給能力」を持つものに限られます(6ページ:補助の対象となる事業をご参照ください)。

一方で、環境局の補助事業においては、目的等が本事業と異なりますので、交付条件が異なります。具体的な補助事業の内容については、以下リンクをご確認ください。

(参考)環境局「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/dannetsu-solar>

**Q12. 東京都環境局の太陽光発電設備の助成(災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業)との違いは何でしょうか？**

A 本事業において補助対象となる太陽光発電設備は「蓄電池(Q11 参照)及び V2X 設備と併設」されるものに限られます(6ページ:補助の対象となる事業をご参照ください)。

一方で、環境局の補助事業においては、目的等が本事業と異なりますので、交付条件が異なります。具体的な補助事業の内容については、以下リンクをご確認ください。

(参考)環境局「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」

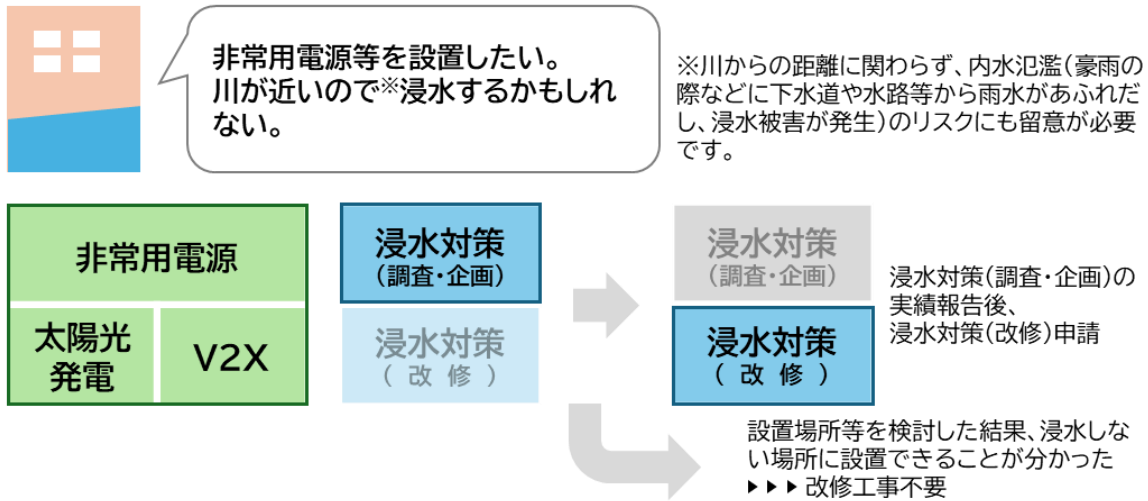
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/dannetsu-solar>

Q13. どの補助に申請すればよいでしょうか？

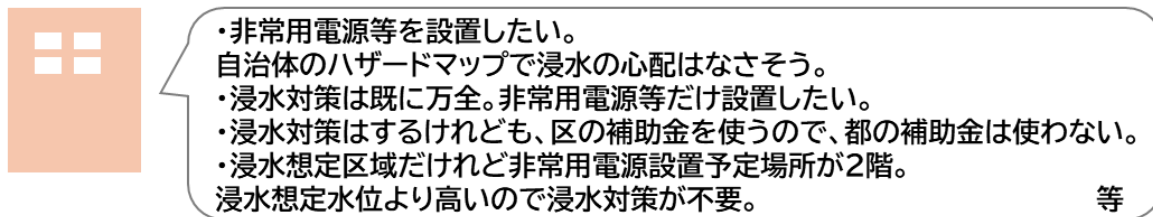
A 想定される申請事例をまとめました。ご参考までにご確認ください。

申請事例(図7)

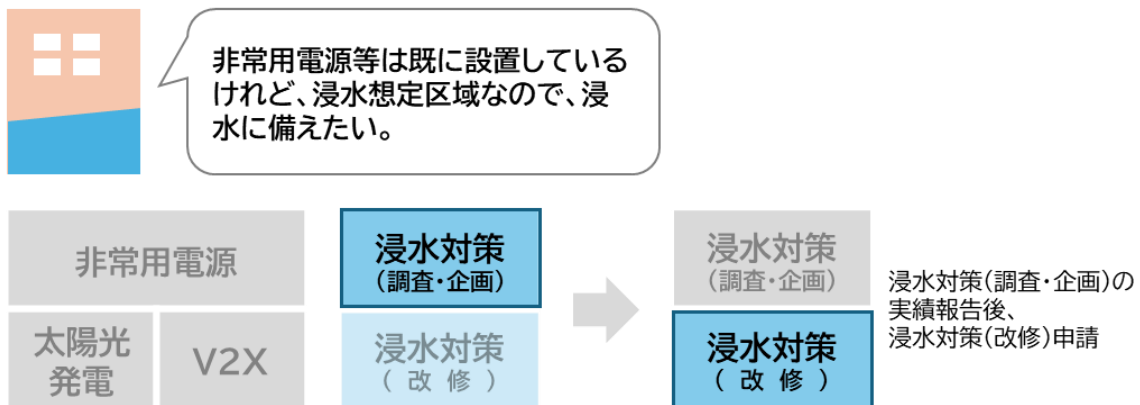
・非常用電源等と浸水対策(調査・企画)に同時申請 → 浸水対策(改修)に申請



・非常用電源等に申請



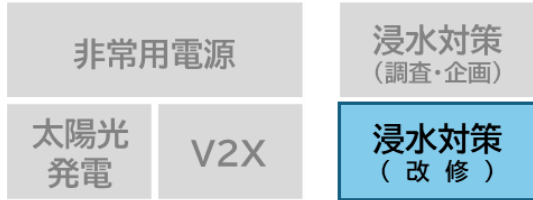
・浸水対策(調査・企画)に申請 → 浸水対策(改修)に申請



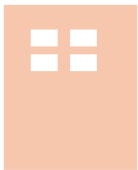
・浸水対策(改修)に申請



非常用電源等は既に設置している。  
浸水対策も設置が必要な箇所が分  
かっている。  
後は設置するだけ。



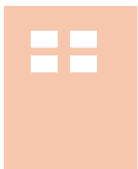
・太陽光発電設備・V2X設備に申請



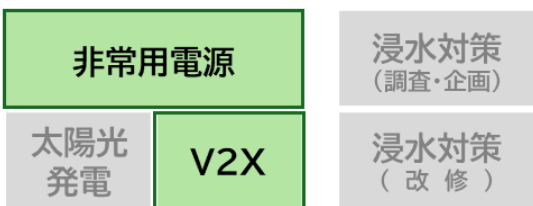
蓄電池設備を既に設置している。  
非常時の電力供給をより確実にす  
るために太陽光発電設備・V2X設  
備を設置したい。



・非常用電源・V2X設備に申請



蓄電池設備を設置したい。  
商業地で日照条件が悪く、太陽光  
による発電が期待できない。



・全体設計で申請



申請したいけれど、合意形成に時  
間がかかるので、今年度の実績報  
告期限(3月15日)までに設置や、  
企画・調査が終わらない見込み。

次の3月15日までに実績報告ができない場合は、  
交付申請時に全体設計承認申請が可能です。  
実績報告を次年度にすることができます。  
(次年度の支払いを必ずお約束するものではありません。)



## 7. 問い合わせ

ご不明な点は以下の連絡先までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

東京とどまるマンション 補助金受付事務局

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

(電話) 03-5989-1547 午前9時~午後5時(土日祝、年末年始を除く。)

(メールアドレス) [todomaru\\_shinsei@tokyo-machidukuri.jp](mailto:todomaru_shinsei@tokyo-machidukuri.jp)

